

平成19年 第7回  
教育委員会定例会会議録

平成19年7月10日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2243号

平成19年第7回定例会

日 時 平成19年7月10日(火) 午後3時06分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員	五味原 康
--------	-----	-------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千 恵 子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
-------	---------	---------

「議題等」

第1 審議事項

- 1 議案第19号 港区立教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 2 議案第20号 港区立教育センター条例施行規則の一部改正について

第2 教育長報告事項

- 1 教育長職務代理について
- 2 中学校の合同学校説明会について
- 3 学校給食費の未納状況について
- 4 生涯学習推進課6月事業実績と7月事業予定について
- 5 赤坂中学校体育館改築基本構想・計画について
- 6 図書館・郷土資料館6月行事実績と7月行事予定について
- 7 平成20年度使用教科書採択について

8 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

9 指導室7月事業予定について

## 第2 協議事項

1 平成19年度港区指定文化財の文化財保護審議会への諮問について

2 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

学校選択希望制の見直しについて

(2) 社会教育の施策について

「開会」

○小島委員長 それでは平成19年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午後3時6分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は高橋委員にお願いします。

なお、本日五味原委員は所用により欠席いたします。

それでは早速日程に入ります。

## 第1 審議事項

1 議案第19号 港区立教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

○小島委員長

日程第1、審議事項。

まず第1番目、議案第19号 港区立教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは資料ナンバー1をご覧ください。過日、教育センターの移転につきまして条例を改正していたものでございますけれども、その中に施行期日を別に定めるとなっております。そこで、今回施行期日を定める規則の制定についてのご提案でございます。

2枚目をご覧ください。この期日を平成19年7月23日とするということで、ご審議をいただきたいと思っております。なお、引っ越しにつきましては、7月21、22日の2日間で行う予定でございます。よろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問のある方はどうぞお願いいたします。

○澤委員 内装とか、新しく移る方の建物はもういつでも移れるような状況にでき上がっているのですか。

○指導室長 今やっているところです。

○澤委員 では23日に間に合うように仕上がる。

○小島委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ほかに質問がなければ、これより採決に入ります。

議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第19号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第20号 港区立教育センター条例施行規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第20号 港区立教育センター条例施行規則の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。1枚おめくりいただきますといろいろ書いてあるのですが、大変わかりにくいので、もう1枚、3枚目のところをあけていただきたいと思います。そこに新旧対照表というのがございます。現在、持っている現行の各施設につきましては、移転に伴いまして、改正案という上の上記の上段のところでございますが、このように部屋を改正して、7月23日からスタートしたいということでございます。いくつかなくなる部屋がございますけれども、機能につきましては、上にあるものでしっかりと内容的には進めることができると考えているところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、ご質問のある方どうぞお願いします。

これは部屋が少なくなるということですが、どういうことでしょうか。

○指導室長 現在のセンターの約6分の1という部屋の522平米という中で、これまでの機能やるためにはいくつか、例えば視聴覚教材とか視聴覚などについては、裏面の視聴覚ライブラリーのところでそういう機能を行う。それから学習研究室でできるものはそこでいきます。教育相談につきましては、ここにあります聴力・脳波等検査室など書いてございますが、現行、既に脳波の検査などは行っておりませんので、これがなくなっても何ら支障がないという状況であります。この中にありますカンファレンスルームは会議室で代行するという。小体育館はアスベスト等で今もう使用中止になっております。そういうことで、使用していない部分も随分ございましたので、この際、ここで整理統合し、最低限必要な諸室を確保したとご理解いただきたいと思います。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 現状でも相談をお願いしている先生方が待機されている部屋がありますよね。あれはここで言うとどこになるのですか。

○指導室長 現在は1階で職員室のような形になっているのですが、この新しいところでは事務の者、それから教育相談の者、それから研究相談員と全部同じ事務室で執務をとるという形でやっております。

○澤委員 特にそれは不便ではないということですか。

○指導室長 相談室が個別にございますので、実際の職務は面接室で行うことができます。

○小島委員長 ほかにございますか。なければ、これより採決に入ります。

議案第20号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第20号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 第2 教育長報告事項

### 1 教育長職務代理について

○小島委員長 それでは、日程第2に入りまして、教育報告事項です。

まず、教育長職務代理について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 お手元の資料ナンバーで教育委員会資料ナンバー1というのをご覧いただきたいと思います

います。教育長名を使用すべき文書の取り扱いについての通知文でございます。

高橋教育長が8月20日から29日まで、海外派遣事業に同行するため不在となります。この状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項の規定に基づきまして、川畑青史教育委員会事務局次長が教育長の職務代理をしますという通知でございます。

記以下1で、教育長名で受理すべき文書または教育長名をもって施行すべき文書は職務代理者次長ということで、この表記の仕方とします。ただし、東京都の冠称を付する必要があるものにつきましては、ご覧のとおり表記として表示をします。

また、公印につきましては、教育長職務代理印を使用いたします。

なお、この職務代理期間は、平成19年8月20日から当月の29日水曜日まででございます。以上です。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問はございませんか。

この東京都の冠称する必要があるものというのは、どういう場合でしょうか。

○庶務課長 ほとんどの場合、これはないと思います。港区の教育委員会として出す部分におきましては、東京都はつけておりませんが、ただ東京都との関係で、こういうような冠で出してくれという場合もありますので、その場合はこういう形になると思います。

○小島委員長 例えば、大阪にも港区があると思いますが、そういう他の港区と区別するためというのではないですか。

○庶務課長 そういう意味ではございません。

○小島委員長 それから、今回は8月20日から29日までと長いのですが、例えば2、3日間、教育長が不在になるというような場合は、文書の收受とか、あるいは実際問題、どうしているのですか。

○庶務課長 公務で不在というときは、これは1日といえども、本来は職務代理を置くべきものです。ただ、教育長が休暇とかそういう形で不在というのはこれは有給休暇でございますので、あくまでも、公務という形で公的に不在であるというときです。

○小島委員長 常識的には、初めから教育長の職務代理者は次長と決めておけばと思うのですが、そういうものでもないのですか。

○庶務課長 そのときどきおいて決めるべきものだと思います。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

## 2 中学校の合同学校説明会について

○小島委員長 なければ、次に中学校の合同学校説明会について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー2をご覧くださいと思います。6月30日に行われました区立中学校合同学校説明会の実施状況について、簡単にまとめたものでございます。

午前中に行いました。この区役所の9階の会議室で、まず高橋教育長の方から「教育の港区」ということで、中学校教育の全体的な取り組みのお話の後、各学校8分だったのですが、特色紹介という形で進めてまいりました。

参加者数ですが、これは実際受付で記載された方の人数が合計で292名という形になっております。椅子は300以上出していますので、受付で記載されていなかった方もいらっしゃるのではないかと思います。

中学校の教員が50名参加しておりました。小学校については12名でございます。

一番下に、参考までに、これまでの人数を記載しております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 5年生が意外と多いというのはびっくりしたのですが、6年生の方で、結構多く来ている学校がありますね。生徒の人数が多いところが多いのかと思うと、白金小学校などは2人しか来ていないし、本村小学校も8人で、必ずしもそうでない。これは、学務課長、年毎に変わるのですか。

○学務課長 実績は私の方でも難しいです。

○澤委員 でも公式にカウントした人数としては過去最高になるのですか、これは。

○学務課長 そうです。数的には。

○澤委員 平成15年度が結構多かったのですね、285人です。

○小島委員長 ほかにご質問ございますか。

○教育長 これ分析というのは本当に私も難しいと思うのですが、2桁いってる学校の方は、どちらかに選択しようかと本当に迷っている数が多いところだという気がします。例えば、芝浦小学校は港南中学校、しかし現状は三田中学校や御成門中学校に来ている数が多い、さてどのようなものか。赤羽小学校もそうだと思うのです。六本木中学校にも行ける、三田中学校にも行ける、御成門中学校にも行ける。港南小学校も自分のところの、港南中学校もあるのだけれども、高松中学校にも、それから三田中学校にもある。迷いというか、選択の余地があるというか、人数が多い少ないではなくて、何かそんな気がします。少ないところはもうほとんどがここに行くよというような、そんな学校が多いです。例えば、南山小学校などは、もともと南山小学校は人数少ないですが、2人、これはもうほとんど六本木中学校です。ですから、そういう意味では余り選択する余地がないのでしょうか、何と申すのでしょうか。

5年生が多いというこれは、私は私立に行くか、それとも公立に行くか。ちょっと公立もよければ公立に行ってみようかと思うところの学校の白金小学校が多い、青南小学校が多い、赤羽小学校が多いなどというところを見ると、これは私立に行くか、それとも公立でもいいのではないかと申すところの迷いといえますか、これを見るとそのようなものを感じます。

○澤委員 そういう意味では確かに青南小学校は6年生も結構来ました。

○教育長 青南小学校は、今までは青山中学校にほとんど行かなかったのです。ほとんど青山中学校の学区でも高陵中学校に行っていたのです。ところが最近では青山中学校が盛り上がってきています。高陵の建てかえなどももちろんある中で、さてどちらにしようかということで迷い始めてこの数字だと私は思います。

○澤委員 そういういろいろ迷った方が来ていただいているのだとすると、各学校、私も2年続けて参加させていただきましたけれども、それなりのインパクトを与えているのではないかという気

はしました。

○教育長 もう一つは、小学校の教員が12名と今年はまた倍以上の参加です。去年よりは。去年は校長先生方が何人がいらっしたのですけれども、指導室の方でも、ぜひ中学校のこの説明会を見て、中学校の努力を小学校の先生も見てください、そして小中の連携というのを深めてください、そういう意識を高めてくださいというような呼びかけがあったわけです。それに呼応して、小学校の先生がこれだけ来てくれました。

実際来てくれた先生から私は話を聞きました。「来てよかったです。このように中学校の先生たちが、学校のアピール、あるいは説明という部分を熱心に取り組んでいるということを知りました。これ大変勉強になりました。ますます公立小学校から中学校への道というものをしっかりと推薦していきたい」というようなことを話していました。やはり小学校、中学校の先生方の交流といいですか、そういうものが図れているというのはありがたいし、来年はさらにこの倍ぐらい来てもらえると、各校必ず1名以上は参加、来てくれるといいと思います。

○小島委員長 292名という大勢の保護者が来ていただいて大変よかったですと思います。

○澤委員 それとあと学務課長にお願いしたいのは、これと各小学校から区立中学校へ何%行ったか、というのと連動させて整理していただけますか。

○小島委員長 ではよろしいですか。

### 3 学校給食費の未納状況について

○小島委員長 続きまして、学校給食費の未納状況について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧くださいと思います。小中学校の給食費の未納状況のご報告でございます。平成18年度の給食費会計が決算をしまして、数字がまとまってきております、その状況でございます。

見方としましては、平成15年度から時系列で載せてありますが、平成18年度の6月現在ですと、平成18年度分で、それを6月現在取りまとめたものでございます。現年分、平成18年度分の給食費の未納が合計で143万2,333円、過年度分、要するに平成17年度以前のものが173万4,568円の、合計で316万6,901円となっております。

右側に要保護分と準要保護分がございます。これは合計の中の内訳でございますので、総額の中に含まれているものという形になります。

昨年度の平成17年度の会計と比べますと、現年度分は若干減っているのですが、過年度分につきましてはふえているという状況にあります。

この未納対策については学校もやっております。いろいろな手段を講じてやっているのですが、なかなか難しいところもあると感じております。また、卒業してしまったお子さんの分も入っておりますので、その分についてはなかなか取りづらいという状況もあるようでございますので、事務局内でも、一度どういう形で未納金を処理していくかというのを検討しなくてはならないかと考えているところです。以上です。

○小島委員長 ただいまのご説明について、何かご質問ございますか。

○澤委員 要保護分というのは。

○学務課長 生活保護の方です。

○澤委員 生活保護を受けている方。それはトータルで47万ということですから、全額が316万ですよね。多いか少ないかは別にして、未納の中の大部分は普通のご家庭、そういうことですよね。それがただ飯食って逃げてしまったか、あるいはただ飯を食っているというような状況が結構300万もあるということは大変なことで、330校で1校10万。1校で10万、回収できていないというのは。

○学務課長 給食費全体としましては、お米とか、お米も公費負担で買っている分がございまして、野菜についても有機野菜の分を公費負担です。給食費の補てんということではないのですが、給食の質をアップさせるというところで公費を入れていますので、全体としては、その分、給食会計の方は助かっているというのがあります。

○澤委員 ですから何かモラルが疑われ、非常に残念です。我々が区民の子どもたちのために教育ということを一生涯懸命やっているけれども、区民の全員ではないですけども、モラルが欠けているという、そんなことを言ったら怒られてしまいますけれども、そういう一端が出てきてしまっているようです。

○小島委員長 なぜ払わないのですかというアンケートはとったのでしょうか。

○澤委員 本当ですね。ですから、この未納の方が偉そうなことを言っているかどうかはともかくとして、どんな偉そうなことを言ってもモラルに欠けていたら話にならないです。

○小島委員長 その表の見方なのですが、未納額の段と要保護分と準要保護分と分かれていますけれども、未納額の中には右二つの要保護分と準要保護分は入っているのですか。

○学務課長 入っています、内訳です。

○小島委員長 内訳ですね。わかりました。そうすると要保護分と準要保護分の47万いくらと5万いくらを316万から引いた純粋の260万ぐらいが普通世帯の未納額ということになりますか。

○澤委員 年間いくらぐらい。

○学務課長 給食費全体のコストは3億円ぐらい。

○澤委員 そうではなくて、1人のお子さんがいると年間。

○学務課長 学年、低学年と中学年と変わっているのです。中学校で5,150円。

○澤委員 年間。

○学務課長 月です。小学校は低学年が3,850円、中学年が4,210円の高学年が4,570円。

○澤委員 給食があるのは、年間だと10ヵ月。

○学務課長 11ヵ月で計算します。

○澤委員 55,200円。

○小島委員長 1校2人ぐらいということですか。

○澤委員 そういう計算ですか。数としては少ないけれども。

○学務課長 それが例えば同じ人が続いたりするのです。学年が続く。小学校などは6年間あるので、1年2年と未納が積み重なっていくと、結構大きな金額になっていくので、早め早めに督促を

しないと回収ができなくなってしまう。

○小島委員長 要保護分の給食費は、福祉課から出ているのではないですか。

○学務課長 出ています。生活保護費の中に給食費分が入っています。

○小島委員長 直接学校に支払う手続きはとれないのですか。

○学務課長 それは今支所とも相談をしているところなのですが、生活保護世帯の自立というところで、自ら学校に納めるということで、生活保護世帯の家計を立て直すということが必要とのことで、なるべく本人に納めさせたいというのが福祉側の主張で、私どもとしては未納の状況をお伝えし、福祉側で指導してもらっています。それでもどうしても無理な場合は、学校長口座の方をお願いしますというお願いはしてきています。

○小島委員長 準要保護も同じになるのですか。

○学務課長 準要保護は、一度未納を起こしますと学校口座への振り込みができるようになりますので、そういうので額が少ないというのがあります。これは多分準要保護の認定前の部分が残っている。要するに認定をかけてもらうまで自分たちで何とかしなくてはいけなかった給食費が残ってしまっているの、それがとれなくなっているということです。

○小島委員長 要保護の場合、法制度として直接学校に支払うことはできないということなのでしょう。それとも、法制度としてはできるのだけれども、福祉の考えがこういうふうにやりたいということで現実にできないのでしょうか。

○学務課長 そうということです。法制度としてはできるのですけれども、福祉の考え方として、生活保護世帯の自立という部分を促している方策として、簡単には直接口座振込という形はとりたくないということです。

○小島委員長 その辺はどのような事情を。

○横矢委員 金額で見るとそんなに変化はないように見えるのですが、世論が随分動いたので、現実には払わない人がふえていて作業がふえたとかそういった経過がどうなのか。全然変わらないでちょっとずつ減っているだけなのか、本当は学校も随分手を尽くしてくれているのだけれども払わない人が実はふえていたのかとかいうところがちょっと見えないので、その辺のことがもし事情としてわかれば、教えていただきたいのですが。

○学務課長 今回ちょっとこの給食費の未納をまとめるにあたりまして、学校にヒアリングをかけております。それでどんなご家庭があるのかということの把握と、あとどのようなことを学校でやっていますかということについてお聞きしております。学校はおおむね大体皆さんやっています。かなり就学援助を活用したりしてその未納を減らそうということ、親と連絡をとろうとするとか、結構手は尽くしているのですけれども、なかなかやはりそううまくいかないご家庭が、すんなり納めてくださるご家庭というのはなかなかいないということです。

○横矢委員 ここから改善していくのがなかなか難しいというところまで来ているということですか。

○小島委員長 ただ、一時期、新聞報道でも大分この問題は取り上げて、かなり未払いの方には心理的にプレッシャーはかかったと思うのですけれども。

- 横矢委員 逆に払わなくてもいいのだという。
- 小島委員長 ほかにも払わない人がたくさんいるということですか。
- 横矢委員 出てきたという弊害が出たのですけれども、情報を見てみると。
- 澤委員 先ほどの話だと、全体で60名ぐらいということになって、小学校中学校の全生徒の、全生徒がいくらになるのですか、7,500人ぐらいですか。ですからパーセンテージにしたらとても少ないです。
- 小島委員長 感覚的にももう少しいるような感じで考えていたのですけれども。
- 澤委員 意外と今の数字だと少ないのです。そうすると、そんな少ないところを、逆に言うと、通知を始めとして、すごい努力をするのはどうかということもある。
- 小島委員長 これ小学生は別として、中学校ぐらいになると、自分の親が給食費払っていないというのはわかってくるのではないですか。
- 教育長 今現金を学校に持ってくる徴収方法をとっている学校はほとんどないと思うのです。銀行振込とかそういうことになっていて、結局残額不足で引き落としができません、こういう話が多いです。昔はみんな給食袋を持ってきましたので、持ってくるかこないかでなりますよね。未納を減らすためには、そうやって現金徴収をした方がいいのではないかといい、昔の方式に戻した学校も、うちの区ではないですけれども、地方によってはあるぐらいです。
- 小島委員長 もし中学生がわかるとしたら、中学生が払わなくても済んでしまうなどと、これまた教育的な配慮としてはいかがかという気がします。
- 学務課長 学校では、保護者にお手紙を、文書で催促をしていたりしているのですけれども、そのときはもちろん担任を通して、子どもを通して親に伝えていきます。その際にはかなり厳重に封をしてあるらしく、それが何のお手紙か、子どもがわかっているのかわかっていないのか。
- 小島委員長 子どもは見ない。
- 学務課長 それはやはり学校も気を配っている部分があるのだと思います。
- 澤委員 また大変なことになってしまいます。
- 教育長 昔は封筒などには入れませんでした。
- 澤委員 今はね。それとこれ結構学校の差がありましたよね。
- 学務課長 学校によって差はあります。
- 澤委員 平均値では確かに少ないのだけれども、結局これ各学校でということになるのですか。
- 小島委員長 ですから、強行策は各学校の校長の判断でできないでしょう。やはり教育委員会がある程度の、ここまでやっていいとか。
- 澤委員 それこそ法律相談に。
- 学務課長 中学校では、修学旅行という一大イベントがありますので、そのときを機会にとらえて、一応学納金を含めて全て完納するようにということは、取り組んでいる学校はあります。
- 小島委員長 修学旅行はお金払うわけでしょ。そのときさらにまた払えと言うのだから、なかなか難しい。
- 学務課長 そうしたら、でも持ってくる家庭はあるそうです。

○小島委員長 ですから、払いたくても払えない家庭が、要保護準要保護以外の方でどの程度あるのか。その点もなかなか難しい問題というのがあります。

○澤委員 ですから委員長言われたように、教育委員会側として、未納額を減らすためには何かノウハウみたいのを各学校にアドバイスか、何かそういうことができますか。

○小島委員長 ほかにございますか。

#### 4 生涯学習推進課 6月事業実績と7月事業予定について

○小島委員長 それでは次に移ります。

4番目の、生涯学習推進課 6月事業実績と7月事業予定について、この件につきましては、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料4をご覧くださいませよう、お願いいたします。

#### 5 赤坂中学校体育館改築基本構想・計画について

○小島委員長 続きまして、赤坂中学校体育館改築基本構想・計画について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料番号の5番をご覧ください。

港区立赤坂中学校体育館等施設整備基本構想・計画書について、ご報告します。

まず、概要でございますが、こちらA4のペーパーをご覧くださいと思います。まず1の経過についてでございます。以前、今年1月23日の教育委員会でご報告しました歩行者専用道路の関係で、赤坂中学校敷地の一部と交換という形で、敷地南側に隣接する赤坂9丁目地区の防衛庁跡地の民間開発を契機に、台形の土地、そこに書いてございますが、1,709.45平方メートルが同校の敷地に加えられた、そういう敷地が整形化されたという経過がございます。また、体育館、プールの老朽化等がございます。それと檜町の弓道場の移設の要望等があり、この点を踏まえまして、赤坂中学校体育館等の整備が計画されたという経緯がございます。

続きまして、2の基本構想についてでございますけれども、報告書をご一緒にご覧いただきたいと思っております。1ページ目でございます。こちら施設整備の基本方針として何点が掲げてございます。学校教育施設として充実するため、体育館、プールを建てかえまして、学校体育施設として整備します。それから、学校教育に支障のない限り、体育館、プールを地域住民に開放していくという点。それから、区立弓道場を移転整備し、学校教育施設として、学校教育に支障のない限り、また地域に開放していくというような点。そのため、開放部分と非開放部分とのゾーニングと言っている部分を明確にして動線を分離します。なお、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等について留意していきます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。こちらの方には、施設の機能、規模について触れてございます。

まずプールでございますけれども、25メートルの6コースというものを考えてございます。体育館については、バスケットコート1面、バレーコートが2面、またバドミントンであれば4面が可能と考えています。それから、多目的室が3室ございます。

次に、6ページのところにいきまして、ここに5の(1)を含めまして、(1)から(5)のところに弓道場としての設置をうたっております。大体5人立ちができるものを設定して考えているという形になってございます。

それでは、どのような配置で考えているかという、基本計画の配置計画についてなのですが、ちょっとページ飛びまして申しわけございませんが、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。こちらの基本構想案の中では、考え方として、配置A案については16ページに書いてございます。現状の校舎部分に新校舎余地と運動場面積を確保して、できるだけ南側に体育館を建設する案です。A案は、耐震工事後、10から15年建替えはないのですが、もし校舎が建てかえをするとするならば、現地、今の建っているところに建てた場合というようなことで考えたのがA案。続きまして、B案がございまして、17ページでございまして、これですと、B案でございまして、新校舎余地を周辺の日影が影響の少ない運動場南側に確保して、体育館をできるだけ東側に建設する案ということで考えたものでございます。

実際に、18ページと19ページがその図案でございまして、A案については18ページ。現在黄色の色分けされているところがございまして既存校舎、ここの現地で建てかえた場合、1、2階の高さになりますので、ちょっとボリュームとして同じボリュームを考えた場合には、ちょっと高さの関係で少し制限を受けるという形になっております。

続いて、B案でございまして、B案は19ページのところで、既存校舎に対して、もし建てかえをするのであれば、こちらの方に場所を移して建てかえる。こちらは高さの制限が少し緩やかになってきますので、位置から5、6階を想定してつくったというような形になっております。

こちら、策定委員会をやっていく中では、PTA関係者も含めて、B案がいいのではないかとというようなご意見をいただいているところでございます。

最後、こちらの工程でございましてけれども、概略工程につきましては35ページをお開きいただければと思います。建てかえ計画として工程表が書いてございましてけれども、既存のプールにつきましては平成20年度に除却。体育館建設をして、現既存の体育館については、体育館ができ上がってから除却をする。そのような形で考えてございます。こちらのスケジュールにつきましては、そこに35ページにございます条件については、関係機関、あるいは近隣等の協議等々のスケジュールを含まない、体育館周辺の外部工事を含まない等々、いろいろな条件のもとで書いてございますので、あくまでも予定ということでお含みおきいただければと思います。以上でございます。

○小島委員長 学校施設の建て替えについて、今まで庶務課長とか学校施設担当課長がいろいろ立案、説明していたと思いますが、今回、生涯学習推進課長がこれやっているというのは、どういう理由があるのですか。

○生涯学習推進課長 こちら策定委員会の中では、庶務課と一緒にやっておりました。ただ、総合型の地域スポーツクラブとの関係や、弓道場のこれは運動施設としての位置づけがあったりなど、生涯学習推進課が参加する形でやっておりましたので、私の方からご説明をさせていただきました。

○小島委員長 かかわったということですね。わかりました。

○生涯学習推進課長 基本的には、これから学校の施設として充実させていくという基本構想の考え方もございますので、学校施設計画担当が引き継いでいくようになるかと思えます。

○小島委員長 ただいまのご説明について、何かご質問ございますか。

○澤委員 私も赤坂地域にいますので、地域としては今佐藤課長が言われたように、地域のスポーツの一つの核になるようなそういう位置づけで、この新しい体育館が機能すればありがたいというような印象は持っています。この建て替え計画で、既存のプールを平成20年度前半で壊す、そういうことですか。

○生涯学習推進課長 工事の関係、あるいは建物を建てる際のレイアウトとかで、やはり既存プール、屋外プールでございますけれども、こちらについては除却する予定です。

○澤委員 その間の中学生のプールというのは、赤坂小学校を利用するとか、何かそういうことになるのですか。

○生涯学習推進課長 除却した後の生徒のプール利用については、赤坂小学校の温水プールを借用するというような形になるかと思えます。

○小島委員長 これA案とB案とで、グラウンドの面積は余り変わらないのですか。

○生涯学習推進課長 やはりB案の方がグラウンドを広くとれるというような話がございまして、B案をPTA関係者の方は推しているというような経過がございます。

○小島委員長 新体育館の面積はかなり広いですね。校舎との割合、校舎と比較してかなり面積が広いですね。そういうことは、この新体育館は赤坂中学校の体育施設だけではなく、近隣の住民の総合スポーツ施設に当てるといふ合意のもとにつくるということですか。

○生涯学習推進課長 地域開放も兼ねた、先ほど言った総合型地域スポーツクラブができたなら、組織化された際には、そういった活用も視野に入れるということでございます。

○小島委員長 それは確かに非常にいい面として理解できます。逆に、中学校の体育授業に差しさわりのあるというようなことはないのですか。

○生涯学習推進課長 その辺はPTA関係者、学校関係者が懸念されているところでございまして、学校施設の活用、学校に支障のないところでの活用なので、中学校で部活動で使うということであれば、そちらが優先になるかと思えます。

○小島委員長 ここは、両方とも大事なことですので、うまく調整していただきたいです。

そのほか何かご質問ございますか。

○澤委員 これはA案B案と最終的にでています、もちろん地元からすると多分B案なのだと思いますけれども、概略の予算みたいのは出ているのですか。

○生涯学習推進課長 詳細設計といいますが、これから基本設計や実施設計に入っていきます。その中でそういった積算というのが見えてくると思えます。

○澤委員 現在まだ。

○生涯学習推進課長 そこまでの金額は算定しておりません。

○小島委員長 これA案だとかなり北側の住民の日照に差しさわるのではしたか。

○学校施設計画担当課長 ここは11ページをご覧いただきたいのですけれども、見にくいのです

が、港区の中でも一番厳しい日影規制がかかっているのです。3時間、2時間という、一番厳しい規則がかかっているのと、山の上に建っていますので、建て方によって、基準となる地盤が上がったり下がったりする可能性がある。その関係がありまして、18ページをちょっとご覧いただきたいのですが、今と同じ位置に建てようと考えますと、この日影規制の影響で恐らく2階建てまでしか建たないということになります。

○小島委員長 2階。それでは物理的に難しいですね。

○学校施設計画担当課長 それでA案の新築後の方は、学校のボリュームがすごく大きく見えてまいります。中に細い青線で3階と書いてあります。ここだけは3階建てができます。それを超えてしまいますと、日影規制に引っかかって建たない。平たく言いますと、現状の建物は日影規制の前に建てたものですから、今の法律ですとアウトになってしまうのです。規則前に建っているのが既存不適格という状態になっています。それを次の19ページのように、中学校なものですから高層化しますという形になると逆に校舎の面積をぎゅっと絞ることができます。体育館の方が大きく見えるというのは、今までつくっています同じような学校のうち、一番ボリュームのある部分だけを取り出してつくっているような形になっています。

○小島委員長 今校舎、体育館の。

○学校施設計画担当課長 普通ですと、体育館分は地下も含めて、地下1階から3階までという形なのですが、校舎の方は高層化すれば6階までいけてしまうものですから、床面積でいくとそれほど変わらないのですが、平面に落とすとコンパクトになっています。

○小島委員長 日影に関してはそういうことですか。

○学校施設計画担当課長 高さが倍、床の数は倍になっています。

23ページをご覧いただけますでしょうか。23ページに一番右下に断面図が書いておりまして、その黄色い数字で15メートルしか書いてないのですが、これが既存校舎の高さでして、これを超えることができない。逆に必要な高さはどんどん下に掘っていかなくてはいけないという状態です。ですから、先ほど澤委員の方からもありましたけれども、お金どのくらいかかるかと言いますと、学校の中で最もコストのかかる部分だけを抽出してつくる形になりますので、平米単価だけを出してしまいますと、かなり高いものとなります。深さもあるということと、柱もとれない空間なものですから、特殊工法になりますので、学校の最も一番高いところをピックアップしてつくるような形になります。ちょっと技術的な説明となってしまう、申し訳ありませんでした。

○澤委員 そういう意味では、赤坂中学校自体が子どもの数が少ないし、地元としてはもちろん頑張ってもらいたいという、そういう意向が強いわけです。また先ほど申しましたように、かなりコストの高い建物として体育館が建つのであれば、地元のスポーツの核になるような形で大いに活用するような、そういう方法をきちんと地元にもお願いしなければいけない。極めてローカルな話になってしまいますけれども、そのようなこともあって、予算の話をしました。

○小島委員長 P T Aや、地元の方たちの意見を取り入れて、おおよそもう方向的にはかたまってきているということですか。

○生涯学習推進課長 P T A関係、あるいは地域の方をメンバーとする策定委員会でしたので、大

体をおかたご意見は伺って、調整はしました。

○小島委員長 おおよそ調整はできている。

○生涯学習推進課長 そういう形でございます。

○澤委員 ところで、地図には出ていませんけれども、B案でもA案でも、この校舎の右隣はミッドタウンの広大な庭なのです。

○小島委員長 この間行って見てきました。すごいです。

○澤委員 ですから、環境としては、非常にいいだろうと思います。

同じ都心の中の学校地としては結構高台にあって、ミッドタウンの建物は高いですけども、距離が離れているという意味では結構恵まれています。

○小島委員長 緑も多いですね。本当に恵まれた所です、環境は。

○澤委員 大いにいい教育をしてもらいたいというのがあります。そしてぜひとも学校の魅力を高めていただきたい。

○教育長 先日の学校訪問が赤坂中学校で、屋上で眺めた風景はまことにみごとな風景でした。

○小島委員長 そのほか、ご質問ございますか。

弓道場というのは結構広くなるのですか。

○生涯学習推進課長 長さです。

○小島委員長 長さでね。

○生涯学習推進課長 矢道が28メートルとか、決められた寸法がございまして、そこをとるような形にはなってございます。

○教育長 しかしプールも25メートル。しかもその幅もあります。体育館もバスケットボールの正式ゴールは20メートルから22メートル、これが大体大人の正規の縦ですから、ほぼみんな似たり寄り寄り。ですから大体同じようなものです。

○澤委員 弓道などユニークな施設もできるので、そういうのも教育にうまく反映できるといいかとは思いますが。

○小島委員長 総合型地域スポーツクラブというのは、生涯学習推進課の管轄でしたか。

○生涯学習推進課長 総合型地域スポーツ文化クラブは、生涯学習推進課で所管しています。

○小島委員長 この施設が学校教育施設と、今言った総合型スポーツ施設と融合して利用できれば、非常に全体としては効率はよくなります、区全体の施設としては。

○生涯学習推進課長 お子さんが赤坂小学校に通っている保護者の方から、弓道場が赤坂中学校にできるなら通わせたいような、そういうお電話をいただきました。魅力ある学校づくりに寄与すると思っております。

○小島委員長 なるほど、弓道部はここだけになるわけです。

ほかによろしいですか。

## 6 図書館・郷土資料館 6月行事実績と7月行事予定について

○小島委員長 続きまして、図書館・郷土資料館の6月行事実績と7月行事予定について、この件

につきましては、資料の配布をもってご報告といたしますので、後ほど資料の方をご覧くださいませようお願いいたします。

#### 7 平成20年度使用教科書採択について

○小島委員長 続きまして、7番目。平成20年度使用教科書採択について、指導室長、お願いします。

○指導室長 資料はございません。平成20年度の使用教科書採択について、ご報告申し上げます。

平成20年度に使用する教科書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、平成19年度と同一の教科書を採択しなければならないと規定されております。しかし、学校教育法第17条の規定によりましては、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、毎年度、児童・生徒それぞれの障害種別、状況に見合った図書を各学級ごとに選定し、教育委員会で採択することとなっております。

現在、指導室では、港区立学校教科用図書採択要綱及び港区立学校特別支援学級において、使用する教科用図書調査研究要領に基づきまして、各特別支援学級設置校長に対して調査研究を依頼しているところでございます。

今後につきましては、その調査資料が提出されてまいりますので、各教育委員の皆様には資料を送付させていただき予定でございます。その後、次回8月7日でございますが、その教育委員会にて審議にかけさせていただきたいと考えておりますので、今日はそのお願いということでございます。よろしくお願いいたします。

○小島委員長 では、次回に採択ということになります。何か質問ございますか。よろしいですか。

#### 8 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

○小島委員長 それでは、続きまして、8番目の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 資料ナンバー7をご覧ください。港区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の案でございますが、2枚目に新旧対照表が載せてございます。港区教育職員の給与に関する条例の一部を、第24条第3項中の中に第6条の2というのがございますが、それを第7条に改めるということで、1枚目のところには、この条例はいついつからという、いつという日時が書いてございませんけれども、そのようなものを改正するというところでございます。

今回の改正は地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律というものが施行されまして、それに伴いまして、根拠条文の条番号の変更があるために、この条例を整理するものでございます。給与条例に係る法律の改正箇所は条番号の変更のみで、条文の内容についての変更はございません。改正前の育児休業法第6条の2は、育児休業している職員の期末手当に関する条項で、育児休業している職員の期末手当等を支給することができる法的根拠となる条例があるということで、それに伴っての改正ということでございます。大変わかりにくいのですが、実質的には変わらない。国の法律が変わったということで連動してきているものでございます。

○小島委員長 何かご質問はございますか。

○澤委員 また質問ではないのですけれども、今子育て支援というようなこともあって、少子化に歯止めをかけるというようなことが国の大きな課題の一つになっています。この育児休業法の改定というのは、そういう意味では、幼稚園の先生方から見ると、育児中のそういう手当というのが増加するのですか。

○指導室長 増加するというよりも、育児のための短時間勤務というのが変わってまいります。

今までは、3歳未満の子どもさんに対しての短期間勤務ということでございましたが、それが小学校就学までに引き上げられて、子どもにかかわる時間をふやそうということと、すみません、部分休業です、部分休業の対象になります。その部分休業というのは2時間までというそういうものです。それからそれ以外に短期間勤務というのがございまして、それは1日あたり4時間の週20時間勤務だとか、5時間の勤務だとか、週3日の勤務だとか、週2日半の勤務という、いろいろな勤務パターンが導入されるということでございます。そういうものが入ってまいりますと、休業などさまざまな変更があって、それについての整備がまだ全然進んでおりませんので、今後もしそういうことが影響することになりますと、23区で統一して、この勤務がいくらかとか、それに対するさまざまな不足する調整をしなければならぬものがあるので、日にちがいつからということが入れられないと、そういうことでさまざま連動してまいりますので、今そういうところまでのご報告ということと、変えねばならないということで、この条文だけを変えました。そういう流れになっております。

○小島委員長 ほかに何か。

育児休業に関する法律で、幼稚園にも現場ではその休暇をとりやすいようになったのですか、それとも、そういう法律はあるけれどもなかなか休暇までとれないという現状ですか。

○指導室長 今、実態では、幼稚園教育職員で育児休業を取得している者は、平成17年、18年、19年ともゼロでございます。若い教職員がふえておりますので、そういうことは出てくると思えますが、とりたいとりたくないではなくて、とる者がいなかったという状況です。

○小島委員長 今のお話では、何かお子さんが小学校に入学するまで、そういう育児休業がとれるのでしたか。

○指導室長 現在は3歳未満です。

○澤委員 先生方の価値観がそれぞれ違うからでしょうけれども、子育てに使える時間というのも、選択肢としてはいろいろできるということですね。

○指導室長 そういう可能性がいっぱい広がっているということを法で整備されたということです。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

## 9 指導室7月事業予定について

○小島委員長 特になければ、次に進みまして、9番目、指導室7月事業予定について、この件につきましては、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほどご覧ください。

教育長報告事項でそのほか何かございますか。よろしいですか。

### 第3 協議事項

#### 1 平成19年度港区指定文化財の文化財保護審議会への諮問について

○小島委員長 それでは日程第3、協議事項。

まず第1番目に、平成19年度港区指定文化財の文化財保護審議会への諮問について、図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 平成19年度の港区指定文化財の文化財保護審議会への諮問についてでございます。本年1月から指定文化財候補検討会を開催し、調査をまいりました。学芸員が業務でかかわる中で重要と判断したものとかが、文化財総合目録に登録されているものの中から候補5件を選定し、調査をまいりました。

平成19年度につきましては、有形文化財3件について、文化財保護審議会へ諮問していただきたくお願い申し上げます。

内容といたしましては、有形文化財3件、建造物清正公堂及び山門2棟。これは白金台にございます。それから、書跡、勝海舟書画卷1巻、教育委員会所蔵のものでございます。それから、古文書、源誉存応関係文書23点、増上寺所有の物でございます。答申時期は平成19年10月ごろを予定いたしております。

それから、3件のご説明をいたします。3ページに書いてございます。まず覚林寺の清正公堂及び山門でございますが、寛永8年に加藤清正の遺徳を偲んで開設された寺院でございます。清正を祀る清正公堂は慶応元年の建造で、拝殿・幣殿・本殿の三つの堂が複合されて一つの建物となっております。こうした建物は権現造りと呼ばれ、日光東照宮などもこの形式をとっております。同時期の建物と比較しても、ここまで立派に建てられた建物は非常に珍しく、区内では例がありません。

次に書跡でございます。勝海舟の書画卷。これは勝海舟自筆の書画で、暴風雨に遭う船、官軍の乱暴と幕臣にピストルで撃たれたありさま、薩摩藩邸において、西郷隆盛と会見している様子が描かれておまして、卷子仕立てになっております。港区にゆかりの深い勝海舟の直筆の書画でありまして、江戸城明け渡しという日本の歴史の中でも重要な場面を描いた図が含まれていることなどから、貴重な資料といえます。

それから、古文書でございます。増上寺蔵、源誉存応は増上寺12世住職で、徳川家康の江戸入府に際して謁見した僧侶でございます。家康の信頼を得たことで、増上寺は徳川家菩提寺としての地位を確立し、政治的にも経済的にも確固たるものとなりました。増上寺には、この源誉存応が発した、または源誉存応に宛てられた文書23点が伝えられております。慶長から元和にかけての江戸時代早期の貴重な文書群でございます。

以上3点を有形文化財として諮問をしていただきたいということでございます。以上です。

○小島委員長 ただいまのご説明、ご報告について、何か質問ございますか。

○澤委員 建造物の覚林寺の方ですけども、清正公堂というのは慶応元年の建造でということですけども、これはこのときに新たに造ったのですか。加藤清正の後、加藤家は取りつぶされたわ

けですから、よくこのお寺が残っていたと思って、そんな思いで改めて、清正公堂は有名ですが、聞いているのですけれども。

○小島委員長 前からあったのを再建したような気もするのですけれども。

○図書・文化財課長 こちらの方の文書によりますと、清正公堂は江戸時代末の建物と伝えられておりましたけれども、今回の調査で発見された棟札には慶応元年と記されており、恐らくこの棟札が上棟時の棟札と考えられます。その当時の信仰の隆盛がこの建物によくあらわれており、同時期の建物と比較しても立派ということなので、この棟札で今、調べているということです。

○澤委員 今の建物はですね。

○図書・文化財課長 8月1日に諮問して、その後文化財保護審議会の方で全員で実見をしてまいりますけれども、文化財保護審議会の委員の1人の方が、ここは直接行って住職さんとも話をきておりますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

○澤委員 山門が安政3年ということなので、お寺自身は1631年に建立されて改装されたので、当然建物はその間に多分焼けたりしたのか、改築をしているのでしょうか。そういう意味では、非常に古い山門ですか。棟札があるお寺なのですね。

勝海舟の書画の方は、もともと教育委員会が大事に保管していたものですか。

○図書・文化財課長 これは三田図書館に資料室があった頃に、どういう意図で入れたかまでは確認はできないのですけれども、入手したと聞いております。今現在はいくらで購入したのか、どこからどういう形で入れたのかというのは定かではないのですけれども、現物は徳富蘇峰の奥書もあり、本物に間違いなさだろうということです。

○小島委員長 3枚ですか、この勝海舟のこれは。

○図書・文化財課長 3枚をつけて巻物のようにしてあります。ただ墨が落ちている部分がありまして、そこがちょっと汚れという形であります。

○小島委員長 咸臨丸で暴風雨に遭ったと書いてあります。

○図書・文化財課長 ポンチ絵みたいな感じでかいてあります。

○澤委員 そういう意味では、旧氷川小学校の前身があった場所は、お屋敷が建っていた所で、港区にとって、ゆかりのあるところですか。

○小島委員長 そのほか何かご質問ございますか。

## 2 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

### (1) 学校教育の環境整備について

#### 学校選択希望制の見直しについて

○小島委員長 それではこれはこの程度にしまして、次に入ります。

2番目、港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 続きまして、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー10をご覧いただきたいと思います。学校選択制の見直しについて(案)というものと、今日配布ということで、区民文教委員会で出された意見の資料があります。

昨日、区民文教常任委員会で、学校選択希望制の検討会の報告書についての報告を終わりました。その後、区民文教委員会の意見を踏まえながら、今後、教育委員会の中でどういった見直しをしていくのか決定していただかなくてはなりません。本日のところは、協議の時間が十分にとれませんので、資料の概要をご説明させて、次回以降に協議していただき、ご検討していただくような手順で考えておりますので、よろしくお願いたします。

まず、資料を順番に説明していきたいと思います。資料ナンバー10の方の学校選択制の見直しについて(案)でございます。このページ以下、事務局の方で運用面においての制度の見直しということで考えたものでございます。

まず1点目が兄弟優先枠を廃止するというものでございます。現状は選択希望者が多くて、受け入れ上限数を超えた場合、また学区外からの希望者を対象に抽選を実施しております。その際、希望校にお兄さんお姉さんが既に在学している児童については、無抽選で入学が決定されるという優先枠を設定してございます。これは小学校のみの制度でございます。

これは、平成18年度の入学者から適応させたものでございまして、実績としては2カ年度分でございます。2カ年度分の数字はこの表に書いてあるとおりでございます。

赤羽小学校、平成18年度で決まった赤羽小学校は、兄弟枠の優先入学者は20名いらっしゃいました。兄弟がいない方を抽選対象としまして、抽選対象者は31名でした。その兄弟のいない方については入学者がゼロという状況が平成18年にはございました。白金小学校でございますけれども、兄弟枠での優先入学者が13名いらっしゃいました。兄弟のいらっしゃらない方がいる抽選対象者として37名おられまして、入学できたのは9名となっております。同様の年学で、平成19年度を見ていただければと思いますが、いずれの年につきましても、兄弟優先枠による入学者というのが半数程度を占めている。学区外からの入学の半数程度が兄弟による優先枠で入学してきたものという形になっております。

今回、この兄弟優先枠については廃止してはどうかというものでございます。廃止の理由としては二つ挙げております。兄弟が在籍するという事由で一部の児童を優先するということは、兄弟のいない児童との関係で公平性を失するという。二つ目として、特別の事由がなくとも選択できる制度というのが、学校選択希望制の意義でございますけれども、兄弟がいるという理由を考慮するということになりまして、選択制の意義というのがなくなってしまう可能性があるということでございます。

実施時期としましては制度変更の十分な周知期間が必要であるということと、既に優先枠を利用を見込んでいらっしゃるお子さんもいらっしゃると思われましてから、一定の経過措置期間を置いて、平成23年4月入学からの廃止としてはどうかと思っております。

なお、経過措置期間中の対応でございますけれども、これまでに抽選となった学校で、今後、兄弟優先枠を利用して入学してくると予想される隣接学区のお子さんの実際の数を考慮いたしまして、平成22年3月までは現行どおりの学校選択希望制を実施しています。なお、平成23年以降

の入学者のうち、今年度末、平成20年3月末日現在、兄弟が在籍しているお子さんで、お姉さんお兄さんと同じ学校を希望する場合は、指定校変更制度で対応します。

3枚目の別紙の方をご覧いただきたいと思います。参考で、今まで赤羽小学校と白金小学校が抽選になっておりますので、人数を記載しております。現在、学校にいらっしゃる方の今後将来兄弟枠を使って入学してくるであろう、要するにお兄さんお姉さんの数を実際カウントしています。平成20年度入学であれば、赤羽小学校は11人、兄弟枠の利用の可能性があるのでございます。白金小学校は12名という形でございます。

数を見てみますと、平成22年入学までは約10名、白金小学校で8名おられまして、およそ10名程度いらっしゃいますので、この平成20年入学から平成22年入学までは、現行の制度で対応していくということでございます。それ以降の入学予定者につきましては、選択制ということではなくて、指定校変更の中でご希望があれば対応していくという形をとろうかと思っています。

また、その表の上の方に二つ点があるのですけれども、ただしと書き出しているところですが、この経過措置期間中、入学したお子さんのまたさらに下の妹さん弟さん、要は3人目とか4人目とかという形になるのですが、それにつきましては、平成23年以降入学する場合には、兄弟優先枠はできないということで、十分な周知を図っていきながら廃止していきたいと考えております。

1枚目に戻っていただきまして、以上が兄弟優先枠の廃止の概要でございます。

続きまして、抽選対象者の再選択の廃止というのですが、現状、抽選を実施します。これは小学校でも中学校でも同様な取り扱いをしていますけれども、抽選を実施して、抽選の結果、保護者が入学の見込みがないと判断した場合は、その時点で選択可能な学校の中から希望校を受けつけているという状況でございます。要は一たんはAという学校に選択希望を通したものの、抽選の結果、入れそうにないというので、Bという学校をもう1回取り直すということをしているということでございます。これについては廃止をしていきたいと考えております。廃止の理由としましては、第2希望の手続きが抽選を実施した学校の取り扱いであることと、未実施校については、2次志望の方との間で選択の機会という部分が確保されていないということ。あとはこの第2希望の手続きにつきましては、保護者の判断が早いか遅いかというところで、その時点時点で選択できる学校が変わってくるということも考えられます。要は抽選にはならなかったものの、その後転入が多くなるということ、受け入れ上限数に近づき、受け入れを停止するという学校も実際ありますので、その判断によって左右されるということで、選択機会の公平性が損なわれる場合がありますので、そういうことから廃止していくということになります。

これにつきましては、実施時期としては、本年度の12月の抽選からの適用という形で行ってまいりたいと思っています。選択機会が一つになることから、保護者の方には十分な情報提供を行うと思っています。

そのほか、制度の変更は大きく伴いませんが、今後教育委員会として取り組まなくてはならないことは大きく三つあるかということであります。以上でございます。

続きまして、7月2日の区民文教と、一つ戻りまして9日、2回に分けてご報告を差し上げたのですが、区民文教の方で出された意見でございます。

まず1点目、いくつか書いてありますが、読んでいただければわかると思うのですが、大きくは地域とのかかわりという部分で、選択制というのが問題であるという住民の声があると、それに対して、今回の見直しする内容というのは、抜本的な見直しにはなっていないのではないか、そういった問題です。

3番目としまして、3のところを書いてあるのですけれども、地域コミュニティというものが壊れてきつつあるという実態がある。その中で、子育てというものが地域と一体になりながらしているときに、逆に作用するような制度を、学校選択希望制ということで実施しているのではないかとことです。一方で個人の自由をどこまで認めていくのか。自己主張ばかりの中で生きていく人間がたくさん育っていくことは怖いという思いがあるという状況でございます。

4番目としまして、兄弟が実際今いらっしゃるお子さんにつきましては、行けるような配慮をしてほしいということでございます。

この5番目、アンケートのとり方について、恣意的な印象を受けると書いてありますが、これは区立学校、魅力ある区立学校づくりのアンケートの中で、とり方が、選択希望制の継続について聞くというのですが、続けてほしい、どちらかといえば続けてほしい、二つそこはあるのに、続けてほしくないは、どちらかというと続けて欲しくないというのが、続けて欲しくないという一つの項目しか書いていない。公平に書くとすれば、どちらかと言えば続けてほしくないというのと、続けてほしくない、二つ入れるべきではないかというご意見がありました。

あとは学校選択して入学した人についても、選択して学校に入学した後、どうだったかという意見を述べるアンケートをつくるべきであるということでございます。

あと7番目として、何回も制度の見直しをやるのは混乱するので、1回でちゃんとしたものを取捨していくというご意見がありました。

こういったご意見を踏まえながら、今後また協議を行って、最終的には見直していきたいと思っています。以上でございます。

○小島委員長 報告ということですが、何か聞きたいということがございましたら。

○澤委員 今回兄弟優先枠の廃止ですが、全く廃止というのがもろ手を挙げて賛成できるのかというところ必ずしもそうではない。小学校6年間あるのだから、上の子と下のお子さんが違う学校へ行くということは、親としても非常に不便だ。前にも話しましたが、枠を廃止すると、兄弟を持っている人は選択制という制度が利用できにくくなるという面もあったりして、これどちらをとってもなかなか難しい問題です。今回のこの案も次善の策というような位置づけなのだろうと私は思います。

もう一つお聞きしたいのは、この区民文教常任委員会の意見というのは、各委員がそれぞれ出されたことをここに箇条書きされているということですか。学校選択希望制に問題があるという、2番目の住民の声ですが、それは我々も既に各学校の行事や何かで学校を訪問したときも何回も言われていることです。アンケートに恣意的なところがあると言われるとどうでしょうか。アンケート自体から見れば、区民の多くの方がこの学校選択希望制を支持されている。ですから、そういう意味での抜本的な見直しは今回教育委員会としてはしないということ、この抜本的という意味が何なの

かというのはよくわかりません。

ただ、地域とのコミュニケーションがとりにくいという、それも確かに言われてみれば、そういう面もあるかと。ですから、学校選択希望制が全く100%オーケーだよということでは当然なくて、学区の学校に行くという従来の制度が、今のいろいろなご家庭の親の考え方、それから学校も、残念ながら都心の区の場合にはみんな同じような規模ではなくて、非常に小規模化しているところもある。ただそういうところはそういうところの教育をいいとされて来ていただくというようなそういうこともあり、港区全体の区民への教育のシステムという意味では、選べるということも非常に重要な、区立学校の魅力を高めるという面があるということで、この学校選択希望制に踏み切っているわけです。全面的に全てオーケーというわけではないことはこれは我々もわかっているわけです。

ですから、そういうマイナスの面もどうやって手当てというか、対応したらいいのかというところが、学務課長、言うのは簡単ですけども、なかなか妙案がないということです。問題の一つとしてはそういう面もありますよというのは、確かにそのとおりなので。

○小島委員長 学校選択制を採用することによって、確かにマイナス面があるということは当初からいろいろな面でわかっていました。ただ、全体から考えれば、澤委員もおっしゃったように、区民のいろいろなニーズに答えられるような、いろいろな学校をつくっていただけるのではないかと。バラエティに富んでいる学校をそろえられるのではないかと。そうすることによって、学校がそれぞれ自分の学校の教育をこれまで以上に力を入れていくことになる。

○澤委員 ですから、先ほど出た、中学校の合同説明会なんか、選択希望制がなければ、ないわけです。そういうのがあるから、横の情報、学校同士の情報も各学校に入る。ではおれの学校はこうやってみようとか、そういう刺激というのか、いい意味での情報交換ができています。ですから、今日はとりあえずは時間がないけれども、これからも考えていかなければならない。

○教育長 港区の場合は、選択制を導入する前から学区域外に通学していたお子さんが、小学校では10%強、平成14年度はもう15.7%いらっしまったのです。中学校でも20%を超えていました。現状はそれが中学校の場合は40%になっている、小学校も26%になっているということで使っているポイントはふえています。しかし、導入する前からもう20%は中学校、小学校でも16%ぐらいはほかの学区域に行っていたという事実というのは現実的にあるわけです。ですから、そういう意味では、それだけで選択制だけで地域が崩壊するとかなどということは私は考えられない。

むしろ、その中で、例えば学校に協力的ではないとか、あるいはPTA活動が熱心でないとか、あるいは地域行事にも熱心に取り組んでくれないとかいうマイナス要素があるのであれば、選択制の選択表を出す理念が何かで、教育委員会の考え方として、しっかり学校に協力してくださいとか、PTA活動にも協力くださいとか、地域にも活動にも積極的にお願いしますというような誓約文ではないけれども、とりあえずはお願い文みたいな考え方ということで、そういうものをちょっと入れた形で選択表をとるとか、何かのそういった工夫も必要なのではないかという気はします。

あるいは、もう一つこれから考えていかななくてはならないのは、隣接校方式ということですから、

隣接する学校が多い学校と少ない学校というのがどうしてもあるのです。その規模のグレーゾーンの部分のところの、グレーゾーンというか、本当は接していないのだけれども、ほんのちょっと行くともう接するというような、どちら、こちらにも行きたいけれども選択できないのだという所があるのです。そういう場所を細かく少しチェックしてやってみるというのも一つ細かいアイデアとしてはあると思うのです。ですから、そのようなことも今後は考えていく必要があるのではないかと。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度にします。

港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、この件については、継続といたします。

## (2) 社会教育の施策について

○小島委員長 社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それでは、この件については、継続協議といたします。

ほかに何かございますか。

○庶務課長 私の方から、先週高松中学校で事故がありましたので、この件についての資料はございませんけれども、口頭でご報告させていただきます。

先週7月6日金曜日に、高松中学校の用務職員、男性の職員34歳、当該職員が転落をいたしました。教育委員会の方には高松中学校から14時ごろ連絡がありました。詳細につきましては、学校用務の職員1名が、6階のランチルームの外側の日差し、これは5階部分の教室、ベランダの屋根部分に該当するものでございますけれども、そこから転落いたしました。すぐさま、救急車がやってきて、人工呼吸を行いまして、その後広尾病院に搬送されましたが、既に危篤状態ということで、15時22分にお亡くなりになっています。

状況でございますけれども、学校用務の3人で6階のランチルーム内の手入れを決めて、分担で清掃作業にあたっておりました。それぞれの職員が別々に清掃作業をしていたために、当該職員が落下するときの状況は目撃してはおりませんでした。

ただ、3年生の教室の授業中に、ここの先生が人が上から落ちてくるのを目撃いたしました。また、職員も数名、目撃をしているということでございます。この後、すぐに学校から消防署の方に連絡がいき、救急車が来たということでございますけれども、この時点においても、一応その職員の方はまだ事件があったということについては認識をしておりませんでした。当日の用務職3人の作業予定並びに年間の作業予定については、そうした危険度の高いサッシ部分の清掃の作業は列挙されておりませんでした。現状では、なぜ当該職員が日差し部分に降り立ったのか、なぜ転落したのかということについては一切不明という状況でございます。

救急車で搬送されるにあたっては、養護教員が1名付き添っていました。また、教職員係はすぐに高松中学校に向かうと同時に、次長と庶務課長は広尾病院にまいりました。向こうで、ご遺族の方にもお会いしまして、その後、6時前に戻りまして、教育長に報告したというものでございます。

今後の対応でございますけれども、当該用務主事の死亡事故につきまして、概略は一定のヒアリ

ングは終わっておりますけれども、同業の用務、あるいは学校管理者、校長、副校長等からの事情聴取も含めまして、事故調査委員会というようなものを設置しまして、今後の再発の防止に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの庶務課長のご報告について、何かご質問ございますか。

○澤委員 非常に不幸なことです。お子さんもまだ小さいという。

○小島委員長 それでは庶務課長より高松中学校の事故についてご報告がございました。大変痛ましい事故ということで、遺族の方々に対して心からお悔やみ申し上げます。

今回の事故についてはまず生徒の心のケアについて十分に取り組んでいただきたい。2番目に事故の原因の調査をきちんとしっかりと行っていただきたい。3番目、その上で再発の防止に努めていただきたいということを申し述べさせていただきます。

また、ご遺族の方々について誠意を持って対応していただきたい。よろしくお願いたします。

それではほかに何かございますか。

○澤委員 先ほど、飛ばされてしまったのですが、指導室の7月の事業の中に、7月26日に区立幼稚園の研修会の中でみなと幼稚園長の北條先生がお話をしていただけるという予定になっております。

○小島委員長 これ資料をご覧くださいで済ましてしまいました。26日のですね、わかりました。

○澤委員 それはそれでいいのですけれども、今、3年保育等で私立幼稚園と区教育委員会は微妙な関係にありますけれども、差し支えなければ、どういういきさつでお話いただくようになったのか聞かせてください。

○教育政策担当課長 研修会につきましては、私立幼稚園と区立幼稚園、同じ地域に幼稚園があってもなかなか情報交換がされていないという、今までの経緯がございます。やはり私立幼稚園と区立も共存共栄の視点で一緒に仲よくやっていくという考え方がございますので、その中でこの際、私立幼稚園の現状についてお話をしていただいて、また区立幼稚園の園長の方も私立幼稚園についての理解を深めていただきたいという趣旨で、今回初めてでございますけれども、私立幼稚園の協力のもとに実施するものでございます。

○澤委員 なかなか興味深い視点が出てきそうですね。

○次長 本質的にはそういうことなのですけれども、公立の幼稚園の教諭も、ある意味まだまだ進んでいない。はっきり言えば、口を開けて待っていれば、子どもがやってくるということからはじまり、あれが欲しい、これが欲しい。私立はその点すごい営業活動をやっています。その中で苦勞して人集めもやっているし、それだけいい教育もしている。区立は私立の恐らく倍くらいの経費をかけていますが、充足率は6割程度ということで、私立の厳しさを公立の園長に少し教えていただきたいというところです。

○澤委員 うちの公立幼稚園もいろいろ努力はしていると思います。競争という視点で、3年保育、同じ土俵に上がってからやってくださいよと言いたいところもありますが、いずれにしても非常にいいことではないかと思えます。

先ほどの学校選択希望制ではないけれども、せっかく港区には今度は公立と私立があるのだから、

お互いにその刺激というのか、あるいは情報交換を必要ならばやっていくという方向がいいのかと思います。

○小島委員長 いつも言うように、私立幼稚園のお子さんと同じ港区民のお子さんですから、かかる費用もある程度支援するのは当然のことですし、幼稚園教育を進める中で、公私立がお互いに勉強し合うことは非常に大事なことで、ぜひ積極的に交流したらいいと思います。そういうことをやっていく過程において、お互いに相手を尊重する、理解することができ、このことからいろいろな問題点を解決できる方向に行くのが大事です。

他に何かございますか。

「閉 会」

○小島委員長 他になければ、これをもって閉会といたします。次回は8月7日火曜日午前10時からの予定ですので、よろしく願いいたします。

(午後4時52分)

会議録署名人

港教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 高橋 良祐